伊丹市告示第５１号
令和８年４月１日

伊丹市長　中田　慎也

使用料及び手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により，伊丹市営斎場条例に基づく使用料及び伊丹市墓地使用条例に基づく合葬式墓地使用料並びに伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例に基づく死獣処理手数料の徴収に関する事務を次の通り委託したので，同条第２項の規定により告示する。

記

１　指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
株式会社　五輪
代表取締役　宮本　岳司朗
富山県富山市奥田新町１２番３号

２　委託した公金事務に係る歳入
伊丹市営斎場条例に基づく使用料
伊丹市墓地使用条例に基づく合葬式墓地使用料
伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例に基づく死獣処理手数料

３　地方自治法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日
令和７年　４月　１日

４　公金事務の委託をした日
令和８年　４月　１日

以上